手話を言語として認める 条例により、多様な人々が共に 生きる地域づくりを実践

問い合わせ先 鳥取県障がい福祉課





鳥取県



↑ 鳥取県・市町村職員向けに手話学習会が広く開催されている ▼平成27年に開催された「第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」の様子(奈良県立ろう学校(優勝校)) → ICT を利用して、図書館の窓口で手話を同時通訳する遠隔手話通訳サービスが導入されている

取組の背景 将来ビジョンに「手話を言語文化」と明記し、モデル的に取組

- ●鳥取県は、平成20年に策定した将来ビジョン(県政運営の基本方針)において、「手話がコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している」と明記し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めてきた。
- ●また、平成21年に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマとして、多様な障がい者への理解を進める研修を行い、その履修者が「あいサポーター」となって障がい者と健常者の共生を進める「あいサポート運動」を始め、全国の障がい者福祉活動のモデル的な取組に成長させてきた。
- ●こうした取組に注目した全日本ろうあ連盟などが、平成25年1月、全国に先駆けたモデル条例として、鳥取県における手話言語条例の制定を要望したことが契機となり、条例制定の動きが本格化した。

取組の概要 全国で初となる「手話言語条例」に基づき、手話を実践

- ●鳥取県は、全日本ろうあ連盟や日本財団、県内外の有識者の協力を得て、平成25年4月、「鳥取県手話言語条例(仮称)研究会」を設置し、条例に盛り込むべき内容の検討を開始した。
- ●平成25年10月、手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進するとともに、各関係機関が役割を担い、協働してPDCAサイクルにより取り組むことなどを内容とする「鳥取県手話言語条例」を全国で初めて制定・施行した。
- ●条例に基づき、教育現場での手話の普及、ミニ手話講座の開催、手話学習会補助制度、遠隔手話通訳サービスなどの新たな取組を行い、福祉分野のみならず、教育、民間など、様々な人が手話を実践している。

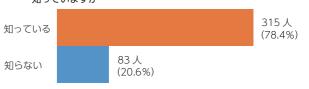
取組の成果 県民に手話が浸透するとともに、県民の意識にも変化

- ●条例の制定以降、鳥取県内の手話検定受験者数が、平成25年度の67人から平成26年度は119人に増加し、鳥取県会場での受験者数の過去最高を記録した。講演会などへの手話通訳者派遣件数も、平成25年度の693件から、平成26年度は1,112件に増加し、手話に対する県民の意識の高まりが感じられる。
- ●また、平成26年6月に県民に行ったアンケートによれば、回答者の78%が条例制定について知っていると回答し、36%が条例制定後に手話・ろう者への興味・関心が高まったとしている。
- ●また、県庁への手話言語条例に関する講演依頼・県民向けミニ手話講座の開催(平成25年12月~平成27年3月の間に48回開催し、786人が受講)や企業などでの自発的な手話学習会の開催(平成25年11月~平成27年3月の間に63回開催し、約1,400人が受講)など、県民が手話に関心を持ち始め、条例制定により意識の変化が起こっている。

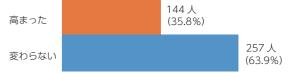
手話言語条例 7つのポイント

- ①手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進
- ②県民、事業者、ろう者、行政など関係機関がそれぞれ役割 を担い、協働して取組を推進
- ③福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取組 を推進
- ④障害者計画において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進
- ⑤外部機関を設置し、計画の策定などに関し意見を聴き、PD CAサイクル(継続的な業務改善の仕組み)を回す
- ⑥県内関係者、全日本ろうあ連盟、日本財団などの協力を得 て研究会で検討
- (7)全国初の条例

(問1)鳥取県で「鳥取県手話言語条例」が制定されたことを 知っていますか



(問2)手話言語条例制定後、手話・ろう者(聴覚障がい者のうち手話を 言語として使用する方)への興味・関心は高まりましたか



地方分権改革との関連

- ■平成11年7月の地方分権一括法により、機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体の条例制定権が拡大したことを契機に、様々な地域課題に対応するため、法令などに基づき制定義務のある条例以外に、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めるようになった。
- ■鳥取県は、手話を言語として認め、様々な分野の関係機関が協働して、継続的に取り組むことを条例で 定め、教育・行政・民間を含め、地域に暮らす住民が一体となって実践している。

. _